

2023年8月22日
丸紅新電力株式会社

関西電力株式会社サービスエリアにお住まいのお客さま

1. 対象地域

○災害救助法が適用された市町村

【京都府】福知山市、舞鶴市、綾部市

【兵庫県】美方郡香美町

○災害救助法が適用された市町村の隣接市区町村

【京都府】与謝郡与謝野町、宮津市、船井郡京丹波町、南丹市

【兵庫県】豊岡市、朝来市、丹波市、丹波篠山市、養父市、美方郡新温泉町

【福井県】大飯郡高浜町、大飯郡おおい町

2. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日※の1ヶ月延長

2023年7月分、8月分、9月分および10月分の電気料金の支払期日を1ヶ月間延長します。ただし、支払期日の延長は、支払期日が2023年8月14日（救助法適用日）以降となるものに限ります。

※検針日の翌日から30日目

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災日から電気を使用されない場合は、そのお客さまの被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6ヶ月間に限り、料金を免除します。

(3) 被災により使用できなくなった設備の基本料金の免除

お客さまの電気設備が、災害のため一時使用不能となった場合は、2024年2月末日までの間、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

(4) 工事費負担金等相当額の免除

関西電力送配電株式会社が当該台風災害に対して実施する、託送料金等の特別措置における「工事費負担金の免除」または「臨時工事費の免除」の適用基準に該当する場合は、工事費負担金等相当額を申し受けません。